⑶ Subject matter of the contract : PFI-based design, construction and operation of the Government official housing (Katsushimacyo-jyutaku (provisional name)) (BTO-scheme)

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 28 October 2011

⑸ Time-limit for the submission of tenders : 5 : 00 P.M. 2 December 2011 (Tenders submitted by mail : 5 : 00 P.M. 1 December 2011)

⑹ Contact point for tender documentation : Official Dormitory Section, Kanto Local Finance Bureau, Ministry of Finance, 1―1, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-city, Saitama, Japan, TEL：048―600―1207

⑺ Languages for making inquiries : Japanese

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年９月５日

支出負担行為担当官

東海財務局総務部長　西山　巨章

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　23

○第１号

１　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　事業名　公務員宿舎白鳥住宅整備事業

⑶　事業場所　名古屋市熱田区大宝二丁目427番１

⑷　事業内容　ＰＦＩ方式による公務員宿舎の設計、建設及び維持管理事業

⑸　事業期間　契約締結日から平成33年３月末まで

２　競争に参加する者に必要な資格

⑴　入札参加者の構成等

ア　入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。

イ　入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口となること。

ウ　落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。

⑵　入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

ア　財務省東海財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省東海財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

イ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ウ　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

エ　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

オ　財務省東海財務局が本事業について、アドバイザリー業務を委託した八千代エンジニヤリング株式会社並びに八千代エンジニヤリング株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある西村あさひ法律事務所、嶋田公認会計士事務所及び株式会社棟建築企画又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

キ　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設及び工事監理の各業務に当たる者は、それぞれア並びに各業務に応じイ、ウ又はエの要件を満たすこと。

維持管理の業務に当たる者は、オの要件を満たすこと。

なお、イ、ウ、エ及びオのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

イ　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

㈠　平成23・24年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「Ａ」等級に格付けされている者であること。

㈡　平成13年度以降に、次のＡからＣに該当する建築物の設計実績があること。

Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

Ｂ　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

Ｃ　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ウ　建設に当たる者は３者までとし、次の要件を満たすこと。

㈠　１者の場合は、平成23・24年度財務省東海地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「Ａ」等級に格付けされている者であること。

２者又は３者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「Ａ」又は「Ｂ」等級に格付けされている者（内１者は「Ａ」等級に格付けされていること。）であること。

㈡　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有してから営業年数が３年以上ある者であること。

㈢　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

㈣　１者の場合の当該者並びに２者又は３者の場合の内１者は、平成13年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のＡからＣに該当する建築物の建築一式工事の元請けとして施工した実績を有すること。

２者又は３者の場合の内１者を除くほかの者については、平成13年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のＡ及びＤに該当する建築物の建築一式工事の元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の者に限る。

Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

Ｂ　建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

Ｃ　地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

Ｄ　地階を除く階数が７以上であること。

エ　工事監理に当たる者は１者とし、次の要件を満たすこと。

㈠　平成23・24年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「Ａ」等級に格付けされている者であること。